

中津川市監査委員公告第6号

令和2年10月16日付けで中津川市在住●●●●氏から請求のあった、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月15日

中津川市監査委員 今井 正義

中津川市監査委員 田口 文数

## 第1 請求書の受理

本件請求は、令和2年10月16日に提出された。請求は、地方自治法の所定の形式要件を具備しているものと認め、令和2年10月29日付けでこれを受理した。

請求人から提出された事実証明書

- ・中津川市消防団条例中津川市例規集（岐阜県）、中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準
- ・中津川市消防団機構（組織）
- ・支出命令書兼支出負担行為決議書
- ・支払い記録（累計）
- ・平成31年度（令和元年度）消防団過払分集計表
- ・出動記録簿（第1期～第4期）本部、13分団
- ・令和元年度内訳（警報待機）

## 第2 請求の趣旨

中津川市職員措置請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書面及び陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように解した。

中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準（以下、「運用基準」という。）によると、消防団員の出動手当は、出動、訓練、警戒、臨時の4つの区分が支払いの基準とされている。

中津川市は、令和元年10月17日（1/4期分）、令和2年1月22日（2/4期分）、令和2年3月5日（3/4期分）、令和2年5月12日（4/4期分）に起票した支出命令書により、消防団員報酬として35,203,300円の支払いをしている。

しかし、消防本部警防課（以下、「警防課」という。）は、支出命令書の出動手当の積算根拠を示す添付書類（出動記録簿）には、運用基準の4つの区分にない「その他」の項目（以下、「その他の項目」という。）を用いて支払いをしている。

また、中津川市消防団条例（以下、「消防団条例」という。）第17条にない役職（会計）に出動手当を支給している。

その他の項目には支払根拠がないほか、出動手当に地域の祭りへの参加、小中学校の入学式、壮行会や激励会等の対象外が含まれている。中津川市消防団は、警防課に根拠基準のない出動手当を請求し受領している。

したがって、中津川市消防団に、過払金7,615,750円（追加過払い分713,350円含む。）の返還を求める。

## 第3 監査の実施

監査に当たっては、関係調書の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査対象部局からその内容について説明を聴取した。

## 1 監査対象部局

消防団関連業務を所管する警防課

## 2 監査対象事項

令和元年度分の消防団員の出動手当について、消防団条例及び運用基準にない根拠で支払いをした事実があるかどうかを監査対象とした。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和 2 年 11 月 5 日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

また、新たな証拠書類の提出があった。

請求人から提出された証拠書類

- ・区分 1 に対する警防課職員の確認事項（回答）
- ・花火大会に係る警備のお願い（依頼文）の写し
- ・追加過払分の一覧表（追加過払い 713,350 円）

## 4 関係職員からの事情聴取及び証拠の提出

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、警防課に対し関係書類の提出を求め、令和 2 年 11 月 2 日に中津川市長から弁明書、証拠書類及び関係書類の提出があった。また、令和 2 年 11 月 5 日に関係職員である警防課の課長、警防官、係長から、事情聴取をした。

さらに、11 月 9 日に警防課の課長、警防官、係長から事情聴取に関する補足説明を受けた。

## 第 4 監査の結果

### 1 主文

本件の、その他の項目を用いて支払いをしている件は棄却する。

ただし、運用基準に当てはまらない支払いについては、中津川市長に対し、令和 3 年 1 月 31 日までに、中津川市消防団に出動手当過払い金 794,750 円の返還請求をするように勧告する。

### 2 理由

請求人は、警防課が、令和元年度の消防団員に支払われた出動手当について、その他の項目を用いて出動手当を支払っている。

また、消防団条例にない役職（会計）への出動手当も支払っているほか、地域の祭りや小中学校の入学式等の行事への参加にも出動手当を支払っている。この支払いは、消防団員の出動と認めることはできないため、運用基準にない項目で支払った出動手当分を返還すべきと主張している。

これに対して警防課は、出動記録簿のその他の項目とは、「消防防災、震災対策現状調査等の業務」や「消防団の活動状況等に関する調」や「アンケート調査各種」等の国・県からの調査に使用するために設けた区分1と区分2であり、消防団員の出動手当の支払い根拠となるものではない。また、消防団員の出動手当は、消防団条例に基づいて支払っていると主張している。

そこで、出動記録簿のその他の項目についての内容確認と、消防団員の出動手当が消防団条例及び運用基準に沿って支払われているか検証した。

まず、その他の項目の内容についてである。国・県からの調査では、区分1とは、「災害・訓練・警戒・その他」の4項目であり、区分2とは、区分1の4項目を細分したものであった。

細分した区分とは、区分1の災害には「火災・風水害・捜索・救助」の4項目、訓練には「操法・防災・演習」の3項目、警戒には「警報・夜警・広報」の3項目、その他には「会議・整備・その他」の3項目の計13項目であった。

この区分1と区分2の項目は、国・県からの調査に対して、消防団員の出動状況を把握し、回答するために必要な項目であることを確認した。

出動記録簿は、消防団員の出動状況を把握し手当を支払う内容を確認するほか、同簿の区分1と区分2のその他の項目は、国・県からの調査に対して、回答するために必要な項目を設けただけであり、消防団員の出動手当の支払い根拠になりうるものではない。

次に、消防団員の出動への支払が、消防団条例及び運用基準に沿ってなされたものであったかである。消防団条例第17条別表には、各役職（団長、副団長、分団長等）に対する年額による役職手当と、出動・訓練・警戒に従事した際の日当（令和元年度時は1回1,100円）が掲載されており、そのほかには「臨時」として、「支給の額、方法等は、市長が別に定める。」とある。

これを受けて運用基準が定められており、出動・訓練・警戒・臨時の業務内容が例示されている。運用基準と実際に支給した出動手当を検証すると、今回問題となっている地域の祭りについては、参加と警備の2種類がある。参加のみの場合は、支払いの対象外であるが、警備は警戒業務の一環であると考えられる。

また、各分団等において開催される各種会議についても、訓練にかかる打合せや、警戒における注意事項の説明等と解釈することができる。

しかし、小中学校の入学式等への出席、壮行会や激励会への参加、葬儀への参列、会計業務等については、消防団条例第17条別表における日当ではなく役職手当の範疇であらうべきものであると考える。

上述のとおり、運用基準に照らし合わせ、その支払いの根拠がないものについては支払いを認めることはできない。

したがって、地方自治法242条第4項の規定により主文のとおり、その他の項目を用いて支払った件は棄却するが、運用基準に当てはまらない支払い分については返還することと決定する。

### 3 意見

監査結果としては一部棄却、一部勧告する形となったが、消防団員は、火災活動や救助・捜索活動のほかに、中津川市民への火災予防や防災に関する知識の向上のための活動、消防団員の PR 活動、更には、日頃の訓練で培った成果を披露する操法大会等、昼夜を問わず活動していることには敬意を表するところではある。

しかし、勧告対象となった活動に対しては運用基準では明記されていない。よって、今後警防課は、PR 活動などの啓発等に対する出動手当の支払いについては、各関係部署と協議するなどの措置を取り、運用基準の見直しを行い、適正に出動手当を支給することを望む。